

議案第18号

志摩市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正
について

志摩市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例を次のとおり提出する。

令和6年2月28日 提出

志摩市長 橋 爪 政 吉

志摩市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改
正する条例

志摩市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例(平成16年志摩
市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条の表第3項越賀地区多目的集会施設の項を次のように改める。

越賀コミュニティセンター	志摩市志摩町越賀1480番地
--------------	----------------

附 則

この条例は、令和6年6月1日から施行する。